八　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

九　発行日　平成二十一年九月七日

十　発行価格　額面金額百円につき百円八十一銭

十一　利率　年一・五パーセント

十二　経過利子の払込み　㈠　各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第十八号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\text{額面金額} \times \frac{1.5}{100} \times \frac{79}{365}$$

㈡　発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記㈠の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額（ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記㈠の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額）を控除することができる。

十三　初期利子　平成二十一年十二月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{1.5}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四　第二期以後の利子　毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十五　償還期限　平成三十一年六月二十日

十六　償還金額　額面金額百円につき百円

十七　元利金支払場所　日本銀行

十八　払込期日　平成二十一年九月七日

○文部科学省告示第百六十八号

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）第三十九条第四項の規定に基づき、密封された放射性同位元素であって人の健康に重大な影響を及ぼすおそれがあるものを定める告示を次のように定める。

平成二十一年十月九日

文部科学大臣　川端　達夫

密封された放射性同位元素であって人の健康に重大な影響を及ぼすおそれがあるものを定める告示

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第三十九条第四項に規定する密封された放射性同位元素であって人の健康に重大な影響を及ぼすおそれがあるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　放射性同位元素の種類が一種類の場合　別表の第一欄に掲げる種類に応じて、同表の第二欄に掲げる数量に十を乗じて得た数量以上のもの又は同表の第二欄に掲げる数量以上のものであって次に掲げる放射性同位元素装備機器に装備できるもの

イ　透過写真撮影用ガンマ線照射装置

ロ　近接照射治療装置

二　放射性同位元素の種類が二種類以上の場合　別表の第一欄に掲げる種類ごとの放射性同位元素の数量のそれぞれ同表の第二欄に掲げる数量に対する割合の和が十以上となるもの又はそれぞれ同表の第二欄に掲げる数量に対する割合の和が一以上となるものであって前号に掲げる放射性同位元素装備機器に装備できるもの

別表

第一欄 放射性同位元素の種類		第二欄 数量（TBq）
核種	物理的半減期等	
^{3}H		2000
^{7}Be		1
^{10}Be		30
^{11}C		0.06
^{14}C		50
^{13}N		0.06
^{18}F		0.06
^{22}Na		0.03
^{24}Na		0.02
^{28}Mg		0.02
^{26}Al		0.03
^{31}Si		10
^{32}Si	放射平衡中の子孫核種を含む。	7
^{32}P		10
^{33}P		200
^{35}S		60
^{36}Cl		20
^{38}Cl		0.05
^{39}Ar		300
^{41}Ar		0.05
^{42}K		0.2
^{43}K		0.07
^{45}Ca		100
^{47}Ca	放射平衡中の子孫核種を含む。	0.06
^{44}Sc		0.03
^{46}Sc		0.03
^{47}Sc		0.7
^{48}Sc		0.02
^{44}Ti	放射平衡中の子孫核種を含む。	0.03